

＜ 5 補助事業等 （ 1 ） 地域振興 ＞

補助事業名	コミュニティ施設整備事業費補助金 （集会施設の新築及び改築工事の補助）						
制度の概要	<p>交付対象：自治区等（区、小区）</p> <p>対象経費：自治区等の管理運営する集会施設（公会堂・公民館・集会所）の新築又は改築</p> <p>〔新築〕既存の施設が無い自治区等に集会施設を新設すること</p> <p>〔改築〕老朽化等により、既存の施設を建て替えること。（リフォームは対象外です。） （本体工事のみ対象。外構工事、敷地造成、設計等は対象に含まれません。）</p> <p>採択要件：(1)改築は、既存施設が木造の場合は築後24年以上、鉄骨の場合は50年以上を経過しているもの。 (2)原則として、過去に県、市の補助を受けて整備した実績がない自治区であること。</p>						
補助率等	直接工事費の1/3（県：1/6、市：1/6） 限度額：800万円						
申請手続	<p>(1) 自治区内で建設が合意されたら、速やかにご相談ください。要望件数が多数のため、即時採択は困難です。</p> <p>(2) 採択にあたっては、土地の準備状況や、区民の合意形成の状況などを参考にさせていただきます。</p> <p>(3) 採択後の手続きは、その都度ご案内させていただきます。</p> <p>※年間の採択件数には限りがありますので、できるだけ早めに協議をお願いします。</p>						
担 当 課	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">生涯学習協働推進課</td> <td style="width: 50%; border: none;">自治活動支援係（電話21-1129）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">大東支所</td> <td style="border: none;">地域支援係（電話72-1112）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">大須賀支所</td> <td style="border: none;">地域支援係（電話48-1000）</td> </tr> </table>	生涯学習協働推進課	自治活動支援係（電話21-1129）	大東支所	地域支援係（電話72-1112）	大須賀支所	地域支援係（電話48-1000）
生涯学習協働推進課	自治活動支援係（電話21-1129）						
大東支所	地域支援係（電話72-1112）						
大須賀支所	地域支援係（電話48-1000）						

＜ 5 補助事業等 （ 1 ） 地域振興 ＞

補助事業名	<p style="text-align: center;">コミュニティ施設改善事業補助金 (集会施設の改善工事等の補助)</p>						
制度の概要	<p>交付対象：自治区等（区、小区） 対象経費：自治区等の管理する集会施設で、次に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水質浄化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①公共下水道・農業集落排水処理施設・市町村設置型合併処理浄化槽への宅内排水設備工事等で構造的な変化を伴うもの ②掛川市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第9号）第3の補助対象地域における浄化槽の設置に要する経費 (2) ユニバーサルデザインに関するもの 手すり、スロープ、洋式トイレ（障がい者用を含む）その他設備の設置及び段差解消のための工事に要する経費 (3) アスベスト飛散防止対策 (4) 耐震診断、耐震補強計画策定、耐震補強工事 (昭和56年5月末までに建設された木造施設に限る) (5) 新規取得施設リフォーム支援事業 (他団体が使用していた建物を取得した場合に限る) 						
補助率等	<p>上記(1)と(2) 直接工事費の1/3 補助限度額：30万円 (1)－② 合併処理浄化槽設置の限度額：50万円 (4) 耐震診断：直接経費の10/10 限度額：3万円 耐震補強計画策定 10/10 限度額：14万4千円 耐震補強工事：事業費50万円までは補助率10/10 事業費50万円超分は補助率 1/2 限度額：100万円 (3)と(5) 直接工事費の1/2 限度額：100万円</p>						
申請手続	<p>9月頃に翌年の要望をとりまとめますので、補助を受けようとする自治区等は、その際に要望してください。 採択後の手続きは、その都度ご案内します。</p>						
担当課	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">生涯学習協働推進課</td> <td style="width: 50%; border: none;">自治活動支援係（電話21-1129）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">大東支所</td> <td style="border: none;">地域支援係（電話72-1112）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">大須賀支所</td> <td style="border: none;">地域支援係（電話48-1000）</td> </tr> </table>	生涯学習協働推進課	自治活動支援係（電話21-1129）	大東支所	地域支援係（電話72-1112）	大須賀支所	地域支援係（電話48-1000）
生涯学習協働推進課	自治活動支援係（電話21-1129）						
大東支所	地域支援係（電話72-1112）						
大須賀支所	地域支援係（電話48-1000）						

補助事業名	一般財団法人自治総合センター コミュニティ活動促進事業補助金
制度の概要	<p>この事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うもので、市が窓口となり申請の受付をします。</p> <p>【一般コミュニティ事業】 コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備事業（備品の必要性が説明できれば原則、対象となります。）</p> <p>◆対象となるもの 祭典などに使用する備品の購入費（祭典備品のみ修繕費も対象にすることができます。） ※宗教に関連する名入れ等はできません。</p> <p>◆対象外のもの 屋台小屋などの建築物、消耗品、予備として購入するものなど。</p> <p>◆過去の整備例 ・山車人形の整備 ・太鼓の整備 ・屋台積載用発電機の購入</p>
補助率等	事業費の10/10以内（助成金額100万円から250万円まで）
進達件数	年間2件
申請手続	6月頃に翌年度の要望をとりまとめますので、補助を希望する自治区等は、その際に必要書類を提出してください。8月末頃に抽選会を行い、進達する区を決定します。手続き等は、その都度ご案内します。
担当課	生涯学習協働推進課 大東支所 大須賀支所 自治活動支援係（電話21-1129） 地域支援係（電話72-1112） 地域支援係（電話48-1000）